

Q. 予防接種について教えてください

A. 1948年に予防接種法が制定され、法定接種と任意接種に大別されました。現在は、百日せき、ポリオ、麻しん、風しん、日本脳炎、破傷風、BCGが法定接種に指定されています。

Q. ワクチンとはどのようなものですか

A. 注射や経口接種により免疫を獲得させることで、重症化を予防するものです。ワクチンには、ウイルスや細菌を特殊な方法で培養し、病原性を極めて弱くしたもの（生ワクチン）と、有効成分だけを取り出して病原性をなくしたもの（不活化ワクチン）があります。

Q. 生ワクチンと不活化ワクチンの特徴を教えてください

生ワクチン：麻しん・風しん混合（MR）、麻しん、風しん、おたふくかぜ、ポリオ、BCG、水痘など

接種により体内で弱毒化した細菌やウイルスが増殖し、その病気に罹った時と同様に免疫を獲得させます。この免疫の強さは自然感染の場合とほぼ同様で、自然感染による強毒な病原体の感染を防ぐことができます。しかし、自然感染による刺激（ブースター）が少ないとワクチンによって獲得された免疫は減衰するため、2006年には麻しん・風しん混合ワクチンの接種回数が見直されました。免疫不全の方は、通常は接種を受けられません。

不活化ワクチン：日本脳炎、DPT三種混合、インフルエンザなど

体内で細菌やウイルスが増殖しないため、十分な免疫獲得のためには数回の接種が必要です。また、一定の期間が経過すると免疫力が低下しやすくなりますので、追加接種も必要とされています。免疫不全の方でも接種は可能ですが、十分な免疫が獲得されないことがあります。

執筆薬剤師 曾木 明子

わたらの健康とくすり

第192号



今月の内容

- ・医療費の自己負担額を軽減する方法
- ・予防接種について

サイカチ（マメ科）

高さ20mに達する落葉樹で、川岸や原野の水辺によく見られます。葉は羽状複葉で、小葉は長さ4~5cmの楕円形です。幹や枝には大きな刺が多数付いています。花は初夏に咲き緑色で小型ですが、果実は長さが20~30cmになり、少し振じれ、紫褐色で、葉が落ちた後でも木に付いて目立ちます。果実は石鹼の代用に、また、去痰薬にします。刺は煎じて腫れ物に内服します。

写真・文 指田 豊

2012年1月発行

発行者 八王子薬剤センター 茂木 徹

東京都八王子市館町1097 電話 042-666-0931

協力 八王子薬剤師会

ちょっとお耳を……

医療費の自己負担額を軽減する方法 ～高額療養費制度について～

○高額療養費制度とは

医療機関や薬局で毎月（月の初めから終わりまで）に**支払った額が一定の額を超えた場合に**、その超えた部分が払い戻される制度です（入院時の食事代や差額ベッド代は含みません）。一定の額というのは所得や年齢に応じて異なります（表1、表2参照）。また毎月支払った額で計算しますので、**月をまたいだ分は合算できません**。

さらに、最終的な負担を軽減させるための「世帯合算」「多数回該当」といった仕組みもあります。

世帯合算：複数の受診や、同じ世帯にいる方の受診について、支払った自己負担額を合算することができます。ただし70歳未満の方は、21,000円以上の自己負担額のみ合算できます。

多数回該当：直近の12ヶ月間に既に3回以上高額療養費の支給を受けている場合、その月の負担上限額がさらに引き下がります。

<払い戻しの方法>

「払い戻し」を受けるには、**高額療養費の支給申請**が必要です。申請は、受診した月の翌月からできます。「払い戻し」には、受診した月から少なくとも3ヶ月かかります。「払い戻し」を受ける権利は、**受診した月の翌月の初日から2年間**です。ご加入の公的医療保険*によっては、「払い戻し」の対象に該当する場合に申請を勧めてくれたり、自動的に処理してくれたりするところもあるようです。

○入院の場合には

窓口での支払いを上限額までに抑えることができます（⇒平成24年4月1日からは外来でも可能となります）。そのためには、70歳未満の方はご加入の公的医療保険から「健康保険限度額適用認定証」の交付を受け、医療機関の窓口で提示する必要があります。70歳以上の方は認定証がなくても、入院の場合は上限額までとなります（ただし、低所得者の区分の適用を受けるためには認定証が必要です）。

○窓口での支払いが困難な場合

「**無利子の高額医療費貸付制度**」や「**高額療養費受療委任払制度**」を利用できる場合があります。ただし、これらの制度はご加入の公的医療保険によっては利用できない場合もあり、またその内容も異なります。

以上、医療費の自己負担額を軽減する方法に関してのおおまかな説明です。詳しくお知りになりたい方はご加入の公的医療保険にご相談ください。

*「公的医療保険」とは、健康保険組合、協会けんぽ、共済組合、国民健康保険組合、後期高齢者医療制度などです。ご自分の保険証で確認することができます。

■表1 70歳未満の場合の計算事例

区分	自己負担限度額（月額）
上位所得者	150,000円＋（医療費総額－500,000円）×1% 多数回該当：83,400円
一般	80,100円＋（医療費総額－267,000円）×1% 多数回該当：44,400円
住民税非課税者	35,400円 多数回該当：24,600円

■表2 70歳以上の場合の計算事例

区分	自己負担限度額（月額）	
	外来（個人ごと）	入院及び世帯単位の外来
現役並み所得者	44,400円	80,100円＋ （医療費－267,000円）×1% 多数回該当：44,400円
一般	12,000円	44,400円
住民税非課税者	II	24,600円
	I	15,000円

平成24年1月現在

執筆薬剤師 岡部 葉子